

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「退院時共同指導料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

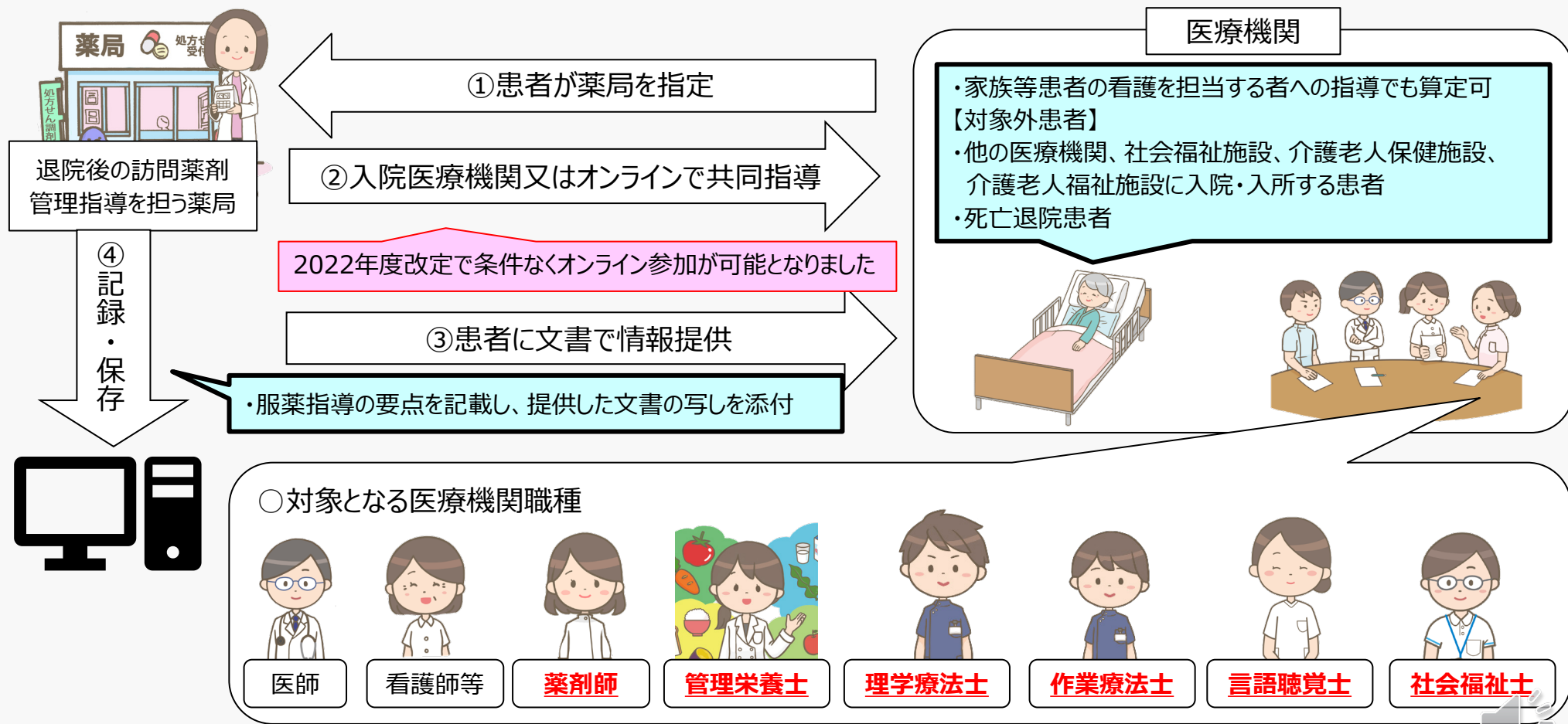
（4月28日更新）

・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

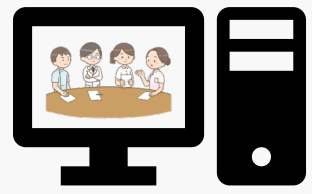
本資料は、2022年4月28日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

資料No.20220428-1088-1

内容	点数
医療機関に入院中の患者に、退院後の訪問薬剤管理指導を担う薬局の薬剤師が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を、入院中の医療機関の保険医又は保健師、助産師、看護師、准看護師、 薬剤師、管理栄養師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士 と共同で行い、文書により情報提供した場合、 入院中1回に限り算定 （別に定める疾病等の患者は、 入院中2回に限り算定 ）	600点



オンライン（ビデオ通話）で参加する際の注意点



- ・患者の個人情報を画面上で共有する場合は、患者の同意を得ること
- ・医療機関の医療情報システムと共通のネットワーク上の端末でカンファレンスを実施する場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応する

入院中2回算定できる患者

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(告示)」別表第三の一の三

- 末期の悪性腫瘍の患者(在宅がん医療総合診療料の算定患者を除く)
- 以下(左)のいずれかを受けている患者であって、以下(右)のいずれかの状態である患者

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理
- ②在宅血液透析指導管理
- ③在宅酸素療法指導管理
- ④在宅中心静脈栄養法指導管理
- ⑤在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ⑥在宅人工呼吸指導管理
- ⑦在宅悪性腫瘍等患者指導管理
- ⑧在宅自己疼痛管理指導管理
- ⑨在宅肺高血圧症患者指導管理
- ⑩在宅気管切開患者指導管理



又は



ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している

人工肛門又は人工膀胱を設置している

- 在宅での療養を行っている患者で、高度な指導管理を必要とする患者 (①～⑩の管理を2つ以上行っている患者)

